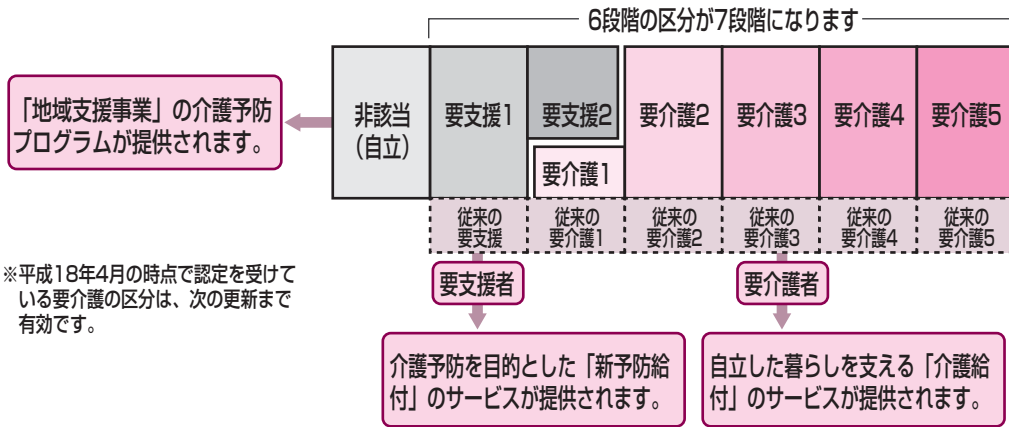


介護予防の取り組みを始めましょう

今回の見直しでは、介護が必要になりそうな方、状態の維持・改善が見込める方には、介護予防を目的としたサービスが提供されることになりました。



要介護の区分が変わりました

これまで、「要支援」「要介護1」と認定されていた方で、状態の維持・改善可能性が高い方は「要支援1」「要支援2」と認定され、介護予防のためのサービスが提供されます。

- ・ 栄養改善
- ・ 運動器の機能向上
- ・ 口腔機能の向上

65歳以上の方の介護保険料が見直されます

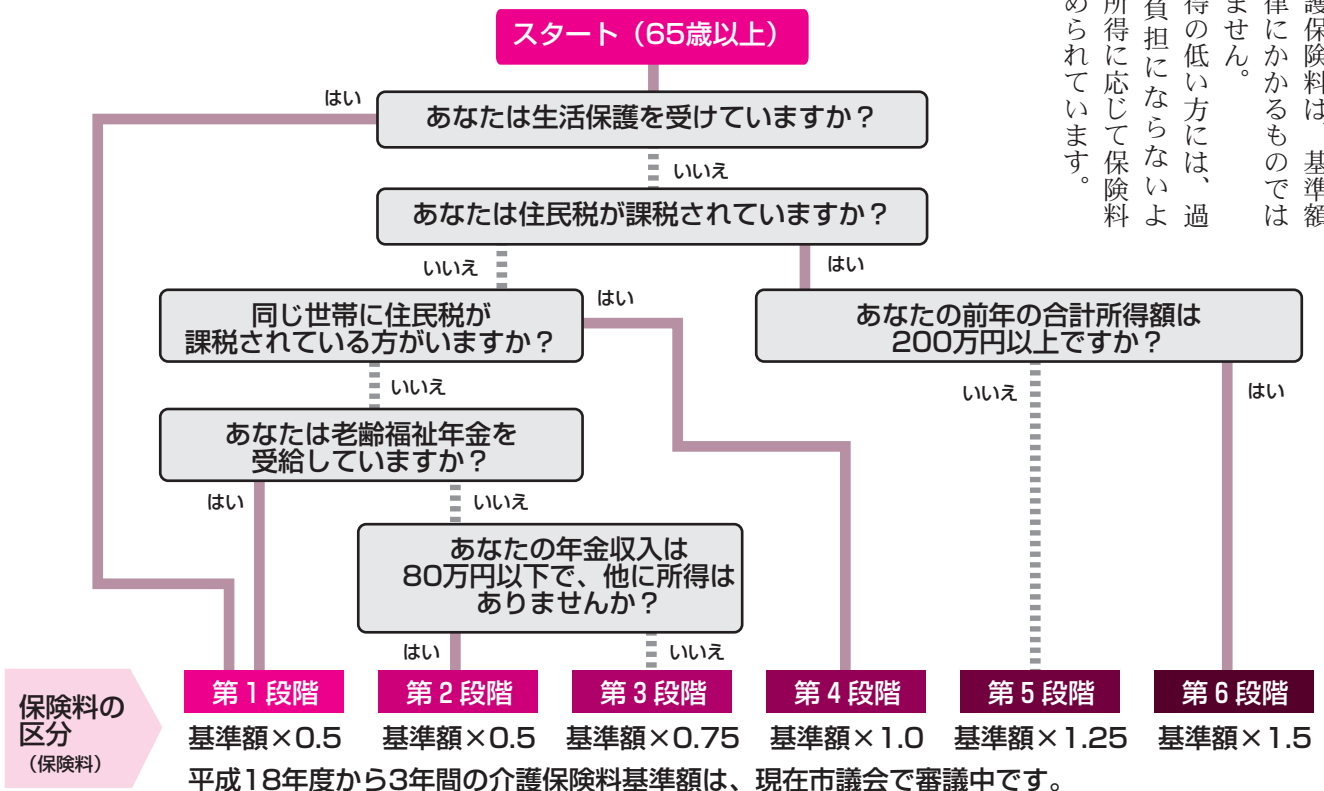
市の介護保険の運営にかかる費用の総額のうち、第1号被保険者（65歳以上の方）が負担する割合（19%）に応じて基準額が決まります。みなさまの保険料は、この基準額をもとに決められています。

介護保険料基準額

七尾市の介護サービス給付費総額の19%
七尾市の第1号被保険者数

※現在、市議会において、平成18年度から3年間の第1号被保険者の介護保険料などについて審議が行われています。決定後、広報誌などを通じ、みなさまにお知らせします。

介護保険料は、基準額が一律にかかるものではありません。所得の低い方には、過度の負担にならないよう、所得に応じて保険料が決められています。



※保険料を負担すると生活保護が必要となる場合には、保護を必要としなくなる段階の保険料を納めます。
※老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた方などに支給される年金です。